


●ゴミサー事件

知財高裁 令和 4 年 10 月 18 日		
令和 3(行ケ)10081 審決取消請求事件		
当事者	原告:エスキー工機(株) 被告:(株)エイ・アイ・シー	判決要旨: 本件商標の出願時以前において、原告商品が高い市場占有率を有していたとはいえず、また原告商品の販売台数が多かったとはいえない、原告の受賞歴や原告商品に係る報道歴はほとんどが山形県内又は酒田市内におけるものであった上、原告商品に関し本件商標の出願時以前の約 10 年間における報道歴はない、などとして、原告商品が高い知名度を有する商品であり、原告商品の名称である引用商標が周知であったと認めることはできない、とされた。
対象商標	本件商標(被告商標) ゴミサー (標準文字) 第 7 類「生ゴミ処理機、液体肥料製造装置」 引用商標(原告商標) ゴミサー	
結論	周知性なし (商標法 4 条 1 項 10 号・19 号非該当)	コメント: 前記のとおり、周知性を否定する要素のひとつとして、受賞歴・報道歴の地域的範囲(一県内・一市内)が指摘されている。

●PACKARD BELL 事件

知財高裁 令和 4 年 11 月 9 日		
令和 2(行ケ)10120 審決取消請求事件		
当事者	原告:エイサー・インコーポレイテッド 被告:ピービーエックス ホールディング エルエルシー	判決要旨: 輸入品を取扱う CHIKAZO という事業者の Amazon ウェブページで「Packard Bell Easy Note TK37 シリーズ」が販売されているとしても、CHIKAZO は本件商標権者等といかなる関係にある者であるか明らかではない、原告から CHIKAZO に原告の商品が流通した経路が明らかになっていない、などとして、本件商標権者等による本件商標の使用を認めることはできない、とされた。
対象商標	本件商標 	また、原告の主張する Fashion Walker 事件判決は、流通業者がウェブサイトなどを通じて、商標の通常使用権者の商品を販売していたことが認定された事案であり、本件とは事案を異にする、とされた。 コメント: Fashion Walker 事件(知財高裁判 H24(行ケ)10310 号 H25 年 3 月 25 日判決)では、商標権者等が登録商標の使用をしている場合とは、商標権者等によって市場に置かれた商品が流通する過程において、流通業者等が商標権者等の製造に係る当該商品を販売等するに当たり、当該登録商標を使用する場合を含むと解するのが相当、とされた。これに対し、本件では、原告が販売する商品に「Packard Bell Easy Note TK37 シリーズ」があることが認められつつ、流通業者が販売する同じ名前の製品が、商標権者(原告)等の製造に係るものとは認められなかった。
結論	不使用 (商標法 50 条)	